

建築基準法第 52 条第 1 項第 6 号，第 53 条第 1 項第 6 号，第 56 条第 1 項第 1 号及び別表第 3（に）欄 5 の項並びに第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定に基づく，容積率の最高限度，建ぺい率の最高限度及び建築物の各部分の高さの最高限度の指定について，次のとおり公告し，当該案を閲覧に供します。

なお，当該案について，閲覧期間満了の日までに，京都市に意見を提出することができます。

平成 19 年 9 月 3 日

京都市長 榎本頼兼

1 指定する区域

左京区下鴨泉川町，松ヶ崎林山及び松ヶ崎東山の各一部並びに山科区西野山桜ノ馬場町の一部

2 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課（北庁舎 2 階）

3 閲覧期間

平成 19 年 9 月 3 日（月）から平成 19 年 9 月 18 日（火）まで

（注）当該案についての意見書を提出しようとする場合は，住所，氏名及び同案についての意見を記載した文書を，上記閲覧期間内に，〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

（都市計画局建築指導部建築指導課）